（届出事項）

第百十八条　法第百五十五条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　役員又は国内における代表者が次のいずれかに該当することとなった事実を知った場合

イ　精神の機能の障害を有する状態となり外国市場取引に係る業務の継続が著しく困難となった者

ロ　法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

［六～八　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定社員登録規則の一部改正）

第十九条　特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定社員登録の申請手続） **第四条**　［略］ 2　前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。 ［一～三　略］ 四　法第三十四条の十の十第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書 五　［略］ 六　法第三十四条の十の十第十二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類 七　［略］ （特定社員登録の抹消に関する届出手続） **第六条**　特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき（法第三十四条の十の十第九号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。 2　前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあっては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあっては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。	（特定社員登録の申請手続） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三　同上］ 四　法第三十四条の十の十第二号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書 五　［同上］ ［号を加える。］ 六　［同上］ （特定社員登録の抹消に関する届出手続） **第六条**　特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき（法第三十四条の十の十第九号又は第十二号に該当するときを除く。）は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。 2　前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。

（届出事項）

第百十八条　［同上］

［一～四　同上］

五　役員又は国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［六～八　同上］